

令和7年度第1回  
多摩市国民健康保険運営協議会

令和7年6月19日（木）午後1時30分  
多摩市役所東庁舎会議室

1.開催日 令和7年6月19日（木）

2.会 場 多摩市役所東庁舎会議室

3.出席者

被 保 険 者 齊藤順子、津布久光男、峯村辰夫、山村正広  
代 表 委 員

保険医・薬剤師 寺田武司、辻野正久、橋本循一、林 幹彦  
代 表 委 員

公益代表委員 下井直毅、舟木素子、若林佳史

被用者保険 原 千秋  
代 表 委 員

事 務 局 保健医療政策担当部長 本多剛史  
保 険 年 金 課 長 河島理恵  
市民経済部納税課長兼健康福祉部副参事 渡邊淳二  
国 保 担 当 定石倫彦  
保 険 税 係 長 雨宮百合子  
国 保 担 当 坂本全史  
保 健 事 業 係 長 大友裕恵  
国 保 担 当 比留間麻海

○下井会長 それでは、令和7年度第1回多摩市国民健康保険運営協議会を始めたいと思います。

皆さん、暑い中どうもありがとうございます。

最初に、開会前に事務局より、多摩市の組織改正に伴った説明をお願いいたします。

○河島保険年金課長 皆さん、こんにちは。お暑い中、ありがとうございました。

本年4月1日付で保険年金課の組織を一部改正いたしました。加えて、人事異動により事務局職員の異動がありましたので紹介をさせていただきます。よろしくお願いします。

まず、組織について、3点ございます。

1点目、保険税については、賦課課税する部分と、徴収する部分と、納めていただく部分に役割を分けつつ、保険税担当として一つの係で保険税全般の業務を担っておりましたが、来年度、令和8年度徴収の部分につきましては、住民税などと一体的に徴収を行うため、市民経済部納税課へ移管する予定になっております。しかしながら、事務の引継ぎ期間と市民への周知期間ということもありますので、今年度、所属は保険年金課のままではございますが、実務面について一部、納税課のほうに移しているという次第となります。

2点目は、現在、多摩地区26市の中で徴収を納税部門に移管していない市は多摩市のみとなっております。保険税率の改定など賦課に関わる業務は、国保の資格、やめる、入るといった資格の部分がかなり深く関係しております。そして、その賦課と資格を同じ係で担っている市も多いことから、多摩市も資格と賦課を国保ラインとして一体化いたしました。係長は引き続き、資格は坂本、賦課は定石が担当係長となります。よろしくお願いいたします。

3点目、健診や各種保健事業について、国保被保険者の方の保健事業は国保担当、後期高齢者の被保険者は後期担当でそれぞれ担っておりましたが、保健事業として一体的に行い、国保から後期への円滑な接続とさらなる充実のため、保健事業係を新たに作りしました。組織に関しては以上となります。

続きまして、人事異動等に伴う職員の紹介をいたします。先ほど説明しました徴収の関係で、納税課長が健康福祉部副参事として保険税の徴収の一部を担っていただくことになりました。渡邊納税課長、自己紹介をお願いいたします。

○渡邊市民経済部納税課長兼健康福祉部副参事 初めまして。市役所の中でいきますと市民経済部納税課というところで納税課長をやらせていただいている渡邊と申します。今年4月1日から、保険年金課のほうの副参事を仰せつかったところでございます。

自分の経歴でお話をさせていただくと、平成16年から、まず2年間、市税と国保税を一

体的に徴収するチームがあったんですけども、そちらのほうで2年間、滞納整理をやらせていただいております。その後6年間、納税課の収納係のほうで督促であったりとか収納管理事務をやらせていただいて、10年ぶりぐらいに令和4年に納税課のほうに戻ってきたという形になってございます。

国保会計の、しっかりとした独立運営できるような形で徴収事務のほう、いろいろてこ入れをしながら頑張っていきたいと思いますので、どうぞ今後ともよろしくお願いいたします。

○河島保険年金課長 ありがとうございます。続きまして、国保の保健事業を担っておりました係長の高橋が、子ども青少年部子ども・若者政策課へ異動となりました。新たな保健事業係の係長として、健康推進課より大友が着任いたしました。大友係長、自己紹介をお願いいたします。

○大友保健事業係長 ただいま紹介にあずかりました保健事業係長の大友です。本年4月より新係長として着任させていただいています。私のほうは、保険年金課では、令和4年10月まで国保係の担当として2年半、在籍していた経過がございます。その後は健康推進課のほうで、母子保健担当として2年半やらせていただいております。保健事業を担当はさせていただいていますが、係長職としては、ここで初めてさせていただいておりますので、いろいろ未熟ではございますけれども、精いっぱい精進したいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

○河島保険年金課長 ほかのメンバーは変わりなくということで、引き続きよろしくお願いいたします。

○下井会長 引き続きよろしくお願いいたします。

○河島保険年金課長 以上となります。

○下井会長 ありがとうございます。

#### 午後1時29分 開会

○下井会長 それでは、開会ですけども、開会前に会議傍聴される方はいらっしゃいますか。

○坂本国保担当 本日はおりません。

○下井会長 ありがとうございます。

では、出席状況報告について、事務局お願いいたします。

○坂本国保担当 まず、川又委員より欠席の連絡が入っております。林委員は遅れる旨の連絡が入っております。それと、今回はリモート参加で寺田委員がおりますので、よろしくをお願いいたします。それと、伊藤委員につきましては、御退職に伴い、本協議会も退任されておりますので、御報告させていただきます。

以上です。

○下井会長 ありがとうございます。

本日の議事録署名委員ですが、舟木委員と辻野委員、お願いします。

では、配付資料の確認をしたいと思います。机上配付について事務局の説明をお願いいたします。

○坂本国保担当 では、資料確認いたします。まず、次第、そして、資料1、令和6年度の多摩市国民健康保険運営方針取組結果というホチキス留めになります。

以上です。不足ありましたらお申し出ください。

○下井会長 ありがとうございます。

それでは、本日のスケジュールについてですけれども、本日の予定について、事務局より御説明願います。

○坂本国保担当 本日のスケジュールにつきましては、お配りした資料1、昨年(令和5)年11月に御審議いただきました国保の運営方針、これの令和6年度(令和6年度)の取組結果を御説明させていただきます。

以上です。

○下井会長 ありがとうございます。

それでは、早速、報告事項に入りたいと思います。お手元の令和6年度多摩市国民健康保険運営方針取組結果についてということですので、それでは、事務局から御説明願います。

○坂本国保担当 では初めに、私のほうから、この取組結果、ページでいきますと、2ページ、3ページ、4ページと、あと5ページの頭のところを御説明させていただきます。その後も、分野ごとに御説明を順次させていただきますので、よろしくお願いいたします。

まず、2ページ目が、こちらは国民健康保険の状況ということで、一番上、グレーの帯が出ております。加入者数なり医療費の動向、そして財政状況というところになっております。

次の4ページの運営方針の取組結果ですけれども、最初の(1)が、財政健全化に向けた方針、こちらにつきましては、今年度の決算の概要というところになりますので、続けて御

説明をいたします。

まず、2ページの上のところの(1)被保険者の状況ですけれども、この数字につきましてはお読み取りいただければと思いますが、令和4年度、5年度、6年度、大体毎年マイナス4.7%、人数にして大体1,200人ぐらい毎年減っているという状況になっております。令和6年度末の人数が2万6,730人ですけれども、このペースでいきますと、今年度末大体1,000人ぐらい減るとしますと2万5,500~2万5,600というふうになりますと、現在の後期高齢の3月末の人数が2万5,852人ということなので、大体同じくらい、今度いよいよ後期高齢のほうがちょっと上回るというのは見えている状況になっておりますので、その辺り読み取っていただければと思います。

その下は、年齢階層別の加入割合になっております。65歳以上の退職された層から加入率が上がっていくというところをお読み取りいただければと思います。

2番目の医療費の動向ですけれども、こちらは、令和6年度診療報酬改定ありました。それに加えて、先ほどの御説明させていただいたように、被保険者数の減少はやはり毎年大きいので、その辺りのところで、今年度も少しですけれども減っております。

1人当たりの医療費につきましては、こちらは加入者数がやっぱり減りますので、割り算の部分で1人当たりにすると大きくなってきます。まだ、39万ぐらいですけれども、やはり1人当たり40万ぐらいのところだんだん近づいていくという状況になっております。

次が、3ページ目が財政状況、そして、4ページ目が繰入金のところですが、ここからが令和6年度決算の数字のところの概要になります。実際のところは9月議会で、決算特別委員会で御審議いただく予定になっております。そして認定いただければ正式な数字ということでお示しができると思いますので、概要としてこういう形になります。

書いてない情報になってしまいますけれども、令和6年度の収入、支出、これは3ページ目のアの上のところですが、収支状況で収入、今、増になって、黒字になっておりますが、令和6年度の決算ベースですけれども、赤字繰入れを投入してこの形になっております。赤字をもしゼロ円にした場合、収入額は134億7,000万円ぐらいになります。そうすると支出が145億ですので、支出オーバーになるので、これはやはり赤字の状況であるということになります。

3ページのイのところですが、令和6年度の赤字繰入額は12億7,000万円ということで書いてございますが、ここには、令和6年度に国や都から交付されたお金で、もらい過ぎのところは今年度返すという部分もありますので、それを差し引いたとしても、その額

は大体1億7,600万ぐらいですので、やっぱり11億弱ぐらいお金が足りないということになっております。この足りない部分を今後、保険税率の見直しであるとか、保健事業の充実であるとか、そういったところで、保険者努力というところでカバーしていく、そして税率改定を進めて、赤字を解消していくという動きになってございますので、ぜひよろしくお願いいたします。

では、以上になります。

○下井会長 ありがとうございます。ここままで御質問等ありますでしょうか。

特になければ、引き続き御説明お願いいたします。

○坂本国保担当 5ページのデータヘルス計画に基づく保健事業の実施ところにつきましては、大友係長から御説明をさせていただきます。

○大友保健事業係長 すみません。データヘルス計画に基づく保健事業の実施について御説明させていただきます。

特定健康診査と特定保健指導の実施に関する実績値については、記載のとおりとなっております。令和6年度の直近の法定報告値は例年11月頃に発表となりますので、まだこちらのほうは記載ができておりませんが、現状こちらで把握している暫定受診率に関しましては、特定健康診査が42.25%となっております。やや低下傾向でございます。特定保健指導に関しましては、こちらもちょうとまだ精査される前の数ではございますが、16.16%前後となっております。毎年のことでありますが、こちらについても向上を目指して努力しているところでございます。

その後の、生活習慣病発症・重症化予防に関する取組というところにつきましては、糖尿病重症化予防の数値が6ページの初めのほうに載せさせていただいている数となっております。こちらにつきましては、令和4年から6年に対象となる方の人数、記載のとおりでありますけれども、プログラム参加人数というところでは、30人弱ぐらいを毎年、実施させていただいているような状況でして、こちらにつきましても、今年度は50名を目標に、実施をすべく、工夫をさせていただいているところです。

最後の、参加薬局数というところでは、こちらの事業自体、薬剤師会さんとの委託として事業を実施しておりますけれども、薬剤師会、全会員薬局45あるところ、実際、保健指導を行った参加薬局というのが記載の数となっているということになっております。こちらについても、拡充を目指して、毎年増加を図っていくべく努力をしているところになっております。

検診で異常値放置者、異常があるにもかかわらず受診をしてない方への受診勧奨事業ですけれども、こちらについての数値も記載のとおりとなっております。こちらの事業は、例年、案内発送をする対象者ですとか、通知のタイミング等、毎年ちょっと変えて試行錯誤しながら実施している事業でありまして、こちらの令和4年度から5年度にかけて、令和4年度までは前年度の検診受診の数値を基に、発送をする方を抽出して発送していたという経過があるんですけれども、それですと、既に発送時点では直近の新しい健診をもう既に受けてしまっているという方が発生しましたので、令和5年度以降は、当該年度の受診結果を基に発送をするという方法に変えております。そこで受診率の結果ですとか、そういったものが、目標値の変更ですとか受診率の結果についてがちょっと減少している結果となっております。そうなっているんですが、よりタイムリーな形で受診勧奨の実施をできる形ということで、内容を改善して実施しているところです。

以上となります。

○下井会長 取りあえず、この(2)までで、データヘルスのところで、6ページの真ん中の辺りまでですけども、ここまでで御質問とかございますでしょうか。お願いします。

○原委員 重症化予防事業についてなんですけれども、御本人の負担はゼロ円で行っているんですか。

○大友保健事業係長 そうですね。

○原委員 1人当たり大体お幾らぐらいかけてやっているんでしょうか。

○大友保健事業係長 1人当たり、ちょっと今その……。

○河島保険年金課長 事務経費ということですか。

○原委員 そうです。結構な金額だと思いますので、どれぐらい費用かけて実施されているのかなと。

○河島保険年金課長 直営で今、うちの保健事業係に保健師がおりますので、KDBシステムで直接見てやっておりますので、実質その方に通知する紙代と郵送代といったところでしょうかね。それはさほど、直営にしておりますので。ただ、電話でのフォローとかそういうのはまだ……。

○大友保健事業係長 前年度は、後半のほうでやっています。

○河島保険年金課長 後半のほうで、市の保健師が保健事業係、去年は国保担当でしたけども、国保担当の保健師が直接フォローアップをしているということになっています。

○原委員 ありがとうございます。

○本多保健医療政策担当部長 今回の御質問はもしかして、事業費全般の話でいらっしゃるのでしょうか。

○原委員 いや、重症化予防って、割とお金がかかると専門業者に頼むのでお金がかかるのは存じ上げていますので、この事業として行っているのにどれぐらいの費用をかけてやっているのかなと。

○河島保険年金課長 直営なので。

○下井会長 ありがとうございます。ほかに御質問ありますでしょうか。寺田委員、聞こえますか。大丈夫ですか。

○寺田委員 はい。

○下井会長 ほかに何か、ここまで御質問とがありますでしょうか。

もしなければ、引き続き、今度、(3)の医療費の適正化のところからですかね、御説明をお願いいたします。

○坂本国保担当 では、私のほうから続きまして、6ページの(3)医療費の適正化、それと、7ページ、8ページの上、2行目あたりまでのところを御説明いたします。医療費の適正化、保険給付費の適正化というところになります。

アでレセプト点検、イで療養費、柔整・はり・きゅう・マッサージの点検、資格喪失後受診の対応、第三者行為求償というところになっております。

アのレセプト点検につきましては、医療機関さんから国保連合会にまず提出いただいて1次点検やりまして、その後、保険者のほうで2次点検をかけてございます。この6ページ目のところに書いてあります内容点検1人当たり財政効果額が上の黒点、下の黒点が資格点検のほうの財政効果額についてですけども、前年度と比べると極端に少ない、極端に多いとかあるんですが、御説明も書かせていただいているんですが、集計の方法が変わりましたことと、あと評価項目が変わっておりますので、年度間の項目というのは難しいところになっております。令和6年度のところにつきましては、これから東京都とか30市町村の平均が出てきますので、そこと比較というところがよろしいかと思っておりますので、今回はこの部分で御説明をさせていただきます。また数字分かりましたら、お示しをする機会ありましたらお示しいたしますので、よろしくお願いします。

次が7ページ、イです。療養費の支給申請書。こちらは、柔道整復・はり・きゅう・あんま・マッサージの療養に関する申請が療養、施術所から、国保連合会経由してうちのほうに来るんですけども、現在のところ、受領委任制度というのを取ってございます。直接保険者

のほうに請求して償還払いというのものもあるんですが、現状はこの受領委任制度が一般的になってございます。受診される方が施術所に3割払って、残りの7割は受領委任を受けた施術所が受け取るという形になっております。柔道整復等の申請書の点検につきましては、平成24年度から国の通知が出ておりまして、強化していくようにというところで取り組んでございます。

多摩市のほうでは、国保連合会が行った2次点検の結果を受け取りまして、その後に、2次点検業者のほうに渡して、全件再点検を行っております。その結果、長期・頻回・多部位という施術が継続的に見られる申請書につきましては、患者調査というのをやっております。その調査の回答の結果とすり合わせて、疑義があるものは施術所に返戻をしていくという順番でやっております。

7ページの真ん中あたりの「二次点検（患者調査）」とありますけど、これもお送りした件数なり、返戻した件数というところになってございます。患者調査につきましては、保険者のほうからもリクエストで、ちょっとここの施術所を確認してくれというところもありますので、年度によって件数がいろいろ違うところもありますが、最終的には、疑義があるところは返戻をして、施術所から出し直しをしていただくということになっております。出し直しをいただいた件数などにつきましては、新しい運営方針のほうでも書きましたけども、これから推移を見守って行って、指導につなげていくという方向性を持っております。

次に、7ページ目のウです。資格喪失後受診への対応です。医療機関からの請求が、本来の保険者でない部分につきましては、現在オンライン資格確認やっておりますので、以前に比べれば、請求先の付け替えなど国保連でやられていますので、大分改善はされているんですけども、それでも保険者から世帯主さんなり御本人なりに請求をかける場合がございます。これにつきましては、返納金ということでお返しいただくということになっております。

ただ、返納通知出してもやはりお返しいただけない、すぐに返していただけないところもありますので、その辺りは催告ということで、令和6年度は年3回と、やらせていただいています。通知件数は、令和6年に関しては対前年度比で3.8%増というところで結果をお示ししております。

最後ですけれども、7ページ目の第三者行為の求償ですが、こちらもちょうと書かせていただいていますけれども、交通事故など第三者は、本来加害者が賠償するもの、弁償するものであるというところもありますが、事情がある場合には保険者のほうで1回保険証を使っていただいて、後で加害者側に請求かけていくと。現状、国保連合会のほうで求償事務を請け

負っていただいておりますので、都内の保険者、国保保険者は国保連合会でやっております。昨年、多摩市のほうから医師会さんに御依頼させていただいて、レセプトの特記事項のところへの第三者の記載であるとか、そういったことも協力をお願いしております。今後も求償につなげていくということにしております。

御説明は以上です。

○下井会長 どうもありがとうございます。ここまでで御質問等ございますでしょうか。

○津布久委員 先生、すみません。

○下井会長 お願いします。

○津布久委員 全くちょっと観点が違うのかもしれないんですけど、例えば、2ページのこの被保険者、令和6年でいうと2万6,000人のうち、もうマイナンバーで受診しているというか、私なんかも特定健診へ行くと、その病院ではもう、そういうカード当てるだけで保険証の提示要らないところもあれば、そうじゃなくて、そういう措置を、あまり具体的な名前は言わないですけど、病院もあるんですが、被保険者の中でマイナンバー持っている人って何人ぐらいとかってデータあるんですか。

○河島保険年金課長 マイナンバーカードではなくてマイナ保険証でも。

○津布久委員 保険証でも。マイナンバーを持っていたとしても登録してない人もいると思うんだけど。

○河島保険年金課長 マイナ保険証……。

○津布久委員 保険証でオーケーです。

○河島保険年金課長 持っている方はもう半分以上にはなっているんですが、利用率はまださほど上がってないようです。

○津布久委員 持っているけど、利用してない。

○河島保険年金課長 はい、そういう現状はあります。

○津布久委員 ああ、そうなの。あれ、勘違いかもしれないですけど、マイナンバーでやると若干費用が安くなるんだよね。

○河島保険年金課長 そうですね。

○津布久委員 そういう案内で聞いていますけど。

○河島保険年金課長 ただ、今、実際は利用率はまだ上がってないところではあります。

○津布久委員 そうなんだ。

○河島保険年金課長 はい。少しずつでは上がっていますが、ただ、まだ今現行の被保険

者証が使えている状況ですので、そういったことも要因かなというふうに思います。

○津布久委員 そうなんですか。何でだろうね。何で使わないんだろうね。

○河島保険年金課長 恐らくは、その被保険者証がまだあるからだと思われますが。ただ、ここで7月で一斉更新がありまして、いよいよマイナ保険証を持っている方は資格情報のお知らせしかお渡ししませんし、そうすると、もう……。

○津布久委員 希望する人はもらえるんじゃないの、あれ。マイナンバー持っていて、保険証を今までどおり下さいと希望で連絡するともらえるんでしょう。

○河島保険年金課長 資格確認書ですね。一旦マイナ保険証を解除の手続を……。

○津布久委員 解除して。

○河島保険年金課長 解除してからということになります。

○津布久委員 それで、資格のほうに名前が変わるだけなの。資格証明書みたいな、確認書。

○河島保険年金課長 はい、資格確認書になります。

○津布久委員 そうすると、家族、お子さんもいたら、夫婦とお子さんの分3枚もらうの。

○河島保険年金課長 いや、それは個人単位です。

○津布久委員 個人単位で。

○河島保険年金課長 マイナンバーカードが個人単位なので。

○津布久委員 ああ、資格確認書というのも個人で3枚もらうわけ。

○河島保険年金課長 それぞれマイナ保険証の登録解除をしないといけないのです。それぞれが。

○津布久委員 そういうことなんですか。

○原委員 割り込んでもよろしいですか。資格確認書、マイナンバーカードをお使いの方はもうそのままお使いいただくのがいいと思うんですけども、実際に今、多分74%ぐらいマイナ保険証持っている方がいらっしゃるんですね、日本全国で。ただ、そのうち、理由は分からないんですけども、お使いになってない方は確かにいらっしゃるんですよ。それで、うちの健康保険組合も、マイナ保険証が信用できないから、一旦つないだけ解除すると。それも国が認めていますので、そうやって何かこう解除申請をしてという方については、資格確認書を本人の申請により発行しています。ただ、資格確認書ってすごいちゃちいので、ちょっと硬い紙みたいな、フォーマットいろいろあるかもしれないですけど、ちょっと硬い紙ぐらいなものなんですね。なので、やっぱり国のを使われたほうがいいんじゃないかなと。手術とかされるときにも高額療養費、そこで限度額証代わりに使えますし。

○津布久委員 なるほどね。

○原委員 1回当たり20円安くなるというふうに私も聞いています。ただ、それが何らかの理由で嫌な方はもう毎回、その資格確認書を発行してください。今、国で最長5年のはずですので、5年間は大丈夫だと思いますが、今後はどうなるか分かりません。一人一人違いますので、同じ御家族でもマイナ保険証がいいという方もいらっしゃるし、僕は嫌だっておっしゃる方もいらっしゃるの、それは一人一人違うと思うんです。ただ、国としては推奨しているので、それに乗ったほうがいいのかなと個人的には思います。

すみません。お邪魔しました。

○津布久委員 分かりました。ありがとうございます。ドクターの方がいらっしゃるんで確認なんです、病院によって機械の設置がどのくらい費用かかるのか分からないけど、設置する、設置しないという観点というか、どんな感じで判断される……。

○林委員 うちの補助金が出るのでそんなにお金はかかんないんですけど、ただ、例えば、煩雑、事務手続が、また、導入して事務員に教育しなきゃならないし、それ面倒くさいですよ。あと、データでとかも今、推奨されていますが、それも導入したら一応いろいろメンテナンスとかそういうのも、そんなに大変ではないけど、そういうの嫌な人もいるし、いろいろ機械なので、例えば更新したとか何したということになってくると、プログラムはどうだとか何とかが来るんですね。そういうのは、僕なんかすごい煩雑で嫌なんでやっていますけれども、そういうのが嫌いな人とか、やっぱり高齢になってくる先生は対応しにくい。いろいろ導入するのにサポートあるんですけど、ネットでつないでいろんな申請をしたりとか、そういう初期の導入って面倒くさいじゃないですか。後からまたバージョンアップしましたとかどうのこうの来るんだけど、そこも面倒くさいし、やってるほうは面倒くさいんですよ、はっきり言って。

あとは、僕なんかは国の自民党のそういう政策に対してあまり賛成はしてないので、そういうのに賛成したくない人はもちろん導入しないだとか。医者でも、政府が今、一生懸命押し進めていますけど、それ自体に反対の人いっぱいいるんですよ。だから、施策として、それに納得いかなければ我々も導入しないですし、だけど、さっき言った、マイナンバーだと安くなるって言っていましたね。そうして国という、あめとむちじゃないですけど、おいしいことをどんどん導入したクリニックには、少しお金取れますよとか、それで導入をどんどんさせているんだけど、だからそういうメリット、本当は便利になっていいんでしょうけれども、どうなのかな、別に今のままでもいいんじゃないのというのがあから、導入率上が

らないしというのはありますよね、先生ね。

○津布久委員 橋本先生のところは入っているんですか。

○橋本委員 最も初期にやりました。一応、国のさっきおっしゃった施策が、医療DXを2030年までにはもう進めると、そのベースになるのが、結局電子カルテを使った情報システムということなんです。今は電子カルテ情報システムがまだ管理する前であるんですけども、マイナンバーカードを利用すると、例えばお薬の情報というのが、寺田先生もですが、お薬手帳というのを一々持ってこない人でも、同意をしていただければ瞬時に出てくるんです。

○津布久委員 いっぱい薬飲んでる人なんか、バランストで。

○橋本委員 飲んでる人は分かるんですよ。自分が処方した薬も電子処方箋登録しますかというところでイエスとすると、自分でやると直ちにそれがオンラインに上がるんです。そういうメリットがあるので、国はもうそれが当たり前という形でどんどん進めてくる。

○津布久委員 何かすごくメリットあるような気がするんだけどね。

○林委員 やっているほうとしては事務手続が増えたりとか、面倒くさかったりとか、あとそういうものについていけない人も多分いると思うんですよ。だけど、国はもう強制的にどんどん進めちゃうので、あめとむちを与えるわけですよ。施策に対してあまり納得してなくていろいろ言っちゃいますが、だから国の政策ですよ。だけど、それについていけない人たちは置いていかれるし、それが面倒くさくて廃業しちゃう人もいるだろうし、電カルを導入するのも嫌だという高齢の先生は廃業しちゃうと思うし、しょうがないといえましょうがない、時流といえましょうがないことです。

○津布久委員 いや、でも、利用者のほうは何かすごく便利だなと思って、僕、歯医者とかいろいろ行っている3軒のうち2軒はあるのに1軒だけないんですよ。

○林委員 トータルにしてみると、社会的に見れば便利になるんだろうと思うけど、それをじゃあ強制するのという話で、また難しい問題になってきちゃうと思うんですね。だから、入れないところもあるし、入れているところは入れている。結果的にはやっぱり入れたほうが便利だとは思いますが、社会的には。

○津布久委員 利用者のほうは便利だなと思うけど、先生方はどう考えているのかってこの場しか聞けないので、今日はお時間いただいて。

○林委員 結構事務手続とか、いろいろ増えたりすると面倒くさいんですよ。ほかの仕事だってあるわけなんで。

○津布久委員 分かりました。長時間お時間取ってすみません。ありがとうございます。

○下井会長 ほかに御質問とかございますでしょうか。お願いします。

○峯村委員 7ページのウの資格喪失後受診への対応の項目なんですが、不当利得の返納金の額は書いてあるんですけど、総額が分かれば返納未済額というのも出てくると思うんですが、その数字はこれから出てくるんですか。

○坂本国保担当 そうですね。返納を求めた総額は、すみません、ちょっとここには載せてないし、今、手元になんですけども、数字としては持っておりまして、そのうちこの案件はまだ返ってきてない、この案件は返ってきているというのはもちろん把握しております。

○峯村委員 事業年報に載るんですか。

○坂本国保担当 年報、やっぱり載ります。ちょっと細かいですけども、載せます。いつも載せています。

○峯村委員 分かりました。

○下井会長 ありがとうございます。ほかに御質問ございますでしょうか。

じゃあ、引き続き、8ページから御説明お願いいたします。

○坂本国保担当 8ページ目を、医療費適正化意識の向上というところで、ジェネリック医薬品の部分、ちょっと大友係長から御説明させていただきます。

○大友保健事業係長 ジェネリック医薬品に関しましての利用促進事業に関しましては、記載のとおりとなっております。普及率80%台と安定してきてはおりまして、こちらの事業を引き続き継続していく予定です。お願いいたします。

○下井会長 ありがとうございます。このオに関して御質問ございますでしょうか。

じゃあ、引き続き、(4)の財源の確保のところから御説明をお願いします。

○坂本国保担当 8ページの真ん中、(4)財源の確保ですけども、ここは賦課徴収の部分になりますので、定石係長と雨宮係長のほうから御説明させていただきます。

○定石国保担当 黒丸3つございまして、喪失勧奨通知・職権による資格停止数のほうは、表のとおりになっておりますので、その辺お読み取りください。

それから、不達者の調査件数ですが、令和4年、5年、6年と、ちょっと減ってきているところではありまして、特に6年度についてはずっと少なくなってきたというところがございます、次のページに記載のところにあるとおりであります。納税通知書不達者の調査件数とはなっておりますが、督促状とかほかにも送っている書類はいろいろございますので、これも合わせて調査をかけているというところがございます。

ちょっとこれは言い訳的なところもあるんですが、賦課の担当で納税通知を送り、収納担当で督促状等を送っておりまして、合同で調査かけているんですけど、ちょっとばたばたとしたところがございます。年度内に完了できる件数がぐっと少なくなってしまったというところがございます。今年度については遅れることのないように、また、昨年度完了できなかったものは順次完了するように努めてまいりたいと考えております。

それから、黒丸3つ目の所得の未申告者の申告勧奨通知件数というところがございます。保険税算定するのには所得が必要ということで、不明な方には申告をしてくれるようにということで勧奨通知を発送しております。こちらのほうは逆に徐々に増えておりまして、主な要因としては、海外からの転入者だとか外国人が増加していることが挙げられます。ここに載せるほどの精度の数字ではないので載せてはいないんですけども、申告勧奨対象で抽出した件数のうち、外国人と思われる方が占める割合、ちょっと精度が悪いのですが、令和4年では40%弱ぐらいだったんですけども、5年度は45%ぐらいで、6年度については半分近くまで、上昇しているところがございます。現在のところとしては、増えている外国人に対して、何かしらちゃんと申告をして適正な賦課をしていくというところでは、海外から直接多摩市にいられた方については、転入する際に、市民課と連携をしまして、転入手続の際に申告書の記入をお願いするというような対策は取っておりますが、海外から直接でなく、ほかの自治体から転入してくる方については、なかなか申告をお願いしてもできない、御回答いただけないようなところがございます。結果として発送件数が増えているというような形になっております。

あと、収納のほうについては、雨宮のほうからお願いいたします。

○雨宮保険税係長 9ページの収納率向上の取組について説明させていただきます。被保険者間の負担の公平性ですとか、赤字経営を減らすことのために、現在の収納確保が重要であるという考えで、収納率の向上に向けた取組を行いました。結果として、この表を御覧いただければと思いますが、暫定の数字ではありますが、現時点で現年分収納率が95.32%、0.47ポイント下がった状況です。

また、黒丸2つ目の表を見ていただければと思いますが、滞納繰越分の収納率が、多摩市が暫定値で18.34%、3.15ポイント下がった状況です。

口座振替世帯の割合も、少し下がっています。

次のページ、10ページを御覧ください。滞納処分の件数は、前年度に比べて債権が20件増えています。取立額も上がっています。

結果について説明させていただきます。東京都の目標を踏まえて、現年度の収納率向上に重点を置いて取り組みました。また、電子化照会サービスを導入して、従来に比べて短時間で財産調査を行うことのできる体制を整備しました。以下、取組結果としては記載のとおりです。

収納数が下がった理由について補足して説明させていただきます。結果として下がってしまったというところですが、要因が3つほどあります。

現年度分を優先して取組を行いましたので、特に滞納繰越分の収納率が大きく下がってしまいました。国民健康保険税の収納率は、現年度分の向上が特別交付金の都繰入金（2号分）というんですけれども、そちらの収納率向上に関わる取組成績の算定額に大きく影響することを踏まえて、東京都の方針もあり、現年度分の収納率向上に向けた取組を優先しております。

2つ目は、体制整備のほうに注力したということがあります。令和8年度4月に、市税と国民健康保険税の徴収の組織一元化を予定しているところです。そちらに向けて、令和6年10月に執務室の一体化を行いました。そのほか、一元化に向けた調整や準備を行っているところです。また、預貯金と電子化照会サービス、従来の紙での財産調査ではなく、電子で財産調査を行うことができるサービスを令和6年度に導入しました。こちらですと従来、回答が遅い銀行ですと4か月から6か月、回答をもらうまでにかかっていた期間が、早くて1週間、遅くとも1か月以内には財産調査の結果が得られて、迅速に滞納処理ができるということになります。なので、そのシステムを導入して、スムーズに調査ができるような体制の整備を行いました。

3つ目として、少額の滞納者の整理を行いました。市外転出者などで調査の結果、徴収の見込みがないと判断されるもので、滞納額が少額のものの滞納整理を進めました。結果として、令和7年度当初の滞納件数を、1年前の同じ滞納件数に比べて、大体600件ほど削減することができました。令和7年度からは、市税の滞納整理係と同様に地区担当制として、今までと違って、滞納整理の係が各自分の担当地区を持ってその地区について滞納整理を進めるという形にしております。その各地区担当が持つ件数が圧縮されたという形になります。令和7年度は、これを踏まえて、記載の取組内容に加えて、納付の催告の強化を行っていこうと思います。また、令和8年度の納税課、市税との徴収一元化に向けた準備を進める予定です。

以上です。

○下井会長 ありがとうございます。ここまでで御質問ございますでしょうか。

○橋本委員 すみません、1点。

○下井会長 お願いします。

○橋本委員 ちょっと用語が分からないので、8ページの下のほうの丸ポツの1個目で、職権による資格喪失とありますが、これ、職権ってどういうことなんでしょうか。

○坂本国保担当 これは、保険の資格につきましては、今、オンライン資格確認を導入したその恩恵として、国保から見ると、国保の加入者のうち、もう会社の保険に入っているというリストは還元されます。これが2回続けて同じ人が同じ保険者、健保が書いてあると、恐らくはもう、こっちに移られているんだというところで、喪失の手続きをしてくださいという勧奨通知をお送りしますけども、それ一応国保法では世帯主様が手続きしなければいけないということになっているんです。それでお待ちしているんですけども、なかなか応じない方もいらっしゃるんで、そういうときにはもう職権で落とすというところで、東京都の運営方針事務取扱のほうでもそのような形になっているので、やらせていただいています。

○河島保険年金課長 本来、御本人、世帯主の方の届出が基本になるんですけども、届出を出してくださいという御案内をしているにもかかわらず、お届けがない方に関しては、多摩市のほうで資格の喪失を行うということが職権ということになっております。

○下井会長 ありがとうございます。細かいですけど、昔は資格停止になっていたんですが、資格停止と資格喪失というのは一緒なんですか。

○坂本国保担当 これはもう、資格の喪失という趣旨で書いています。

○下井会長 ほかに御質問ございますでしょうか。

じゃあ、10ページのウのところからの説明、引き続きお願いいたします。

○坂本国保担当 10ページの努力支援制度の部分につきましては、11ページの真ん中あたりまでですけど、大友係長から御説明させていただきます。

○大友保健事業係長 ウの最初の黒丸について御説明させていただきます。保険者努力支援制度の多摩市国保の加点部分に関してです。獲得点数、多摩市、全国平均に関しましては記載のとおりとなっております。結果としまして、多摩市も全国も、獲得点数に関しては減少傾向にはなっているのですが、こちらのほうの評価指標ですとか点数配分に関しましては、毎年、かなり細かく見直しがされておまして、肌感としましては、獲得のハードルが上がっている感覚でいるのですが、その点が影響しているものと考えられます。

細かく、各指標どのような得点率、得点率が高く取れているものと低く取れているものと

いうところでは、記載のとおりとなるのですが、保健事業のほうで関わるものとしましては、特定健診・特定保健指導の受診率・実施率に関しまして、こちらに注力していくということと、あとはその他の保健事業に関しましても、例えば異常値放置者の受診勧奨に関しまして、何か案内発送だけでは得点になりにくく、やっぱり被保険者に対して直接アプローチ、保健指導等が入ることが高い得点につながる等の指標も増えておりますので、そういったところの内容に対して対応していくという方向で考えております。

以上となります。

○下井会長 ありがとうございます。ここまでで御質問ございますでしょうか。

じゃあ、引き続き、11ページから説明お願いいたします。

○坂本国保担当 では最後になりますけども、11ページ真ん中の(5)保険税率の見直しにつきましては、これ賦課の部分でありますので、定石係長のほうから御説明いたします。

○定石国保担当 定石です。保険税率の見直しということで、表のほうは、保険税率と、東京都の示している標準保険料率の推移ということで、3年分記載をさせていただいております。乖離があるというのは、方針を策定したところでもその説明をさせていただいたところだと思いますので、ここではちょっと省略させていただきます。

6年度は新たに方針を策定しましたが、第2期の運営指針に沿った税率改定の最後の年で、プラス4%、所得割、均等割とも改定を実施させていただいて、最終的な決算の調定額だとかは結果のところでは文章で書いてありますが、分かりにくいので改めて説明させていただきます。調定額は、2,474万円ほどの増額と書かせていただいておりますが、決算調定額に対する割合としては僅か0.9%の増額ということで、あまり増えてないというところになります。被保険者1人当たりの調定額は5.7%増ということで、改定率4%よりも大きいので、被保険者の所得額としては、ちょっと所得も改善されているような感じではあるものの、一方で、この資料の一番最初でも述べたとおり、被保険者の数そのものは、5%近く減少しているということで、国保の担い手が減少しているので、全体として増額幅としては0.9%しか伸びなかったというふうに考えております。

結果の内容としては、以上となります。

○下井会長 ありがとうございます。これに関して、御質問、御意見ございますでしょうか。

○津布久委員 すみません。

○下井会長 お願いします。

○津布久委員 別に、11ページの保険税の見直しというか、将来的な見通しというか、実

は、その表の、上から3行目の社会保険適用拡大というところですけど、一部ではニュースなんかで報道もあると思うし、自分、社会保険労務士の会とかでもう話題としては出て、だんだん適用拡大というのは、300人とか50人とかって今、50人以下の企業とかってなっているのは皆さん御存じだと思うんですけど、将来的にはそれをなくして、働いている人がパートさんであっても何でも、今、給料8万8,000円とか、下のラインのところに制限をかけて、週20時間とかって勤務時間も制限はしているんですが、将来それを全部なくなっちゃう方向で、何年かかるか分からないけど、検討はしていくと。

国保で残るのが、いわゆる無年金者、働いてない人とか商売やっている人とかって、もう限られた人になってしまいますけども、そういう話題で、いわゆる課長会とか、全国の年金の会合では話題には出たり、検討とか、制度の在り方というか、僕これ毎年毎年、参加している間は市民の立場で一応参加させてもらっているんで、物価高騰とかコロナがたまたまあったために赤字補填に至るところまで行かなかったわけですけど、将来的にはどうなるのかなと、行く末をちょっと聞かせていただきたいなと思っているんですが、今のところは全国的にはどういう動きをしているんでしょうか。

○河島保険年金課長　やはり私どもも課長会などで議論にはなるんですけども、何せ、国の情報は報道ベースでしかないということです。ただ、全国市長会も含めてですけども、厚生年金、社会保険適用拡大というのが、もう、従業員数の撤廃とかも言われているので、国保の今後の在り方というのはしっかり議論をしてくれということは、ずっと要望は続いているような状況ではあります。

本当に委員がおっしゃるように、仕事を完全にリタイアされた方と無職の方、あとは、国保がそもそも設立した、当初の農林水産業の方、そういった方しか残らなくなってしまうと、当然都市部は農林水産業の方少ないので、やはり無職、あとは年金で生活されていらっしゃる方のみになってしまいますので、保険料率をどんどん上げても、とにかく負担が大きくなるばかりというところで、国の財政支援ももっと拡充してほしいといったような要望も継続して続いているような状況です。

○津布久委員　生活保護なんかもう、ニュースなどでは全国的にはどんどん増えちゃっているしね。それで、やはり、国保じゃなくて年金を使ったほうが、当然会社負担が半分あるものですから、それで将来はもらえるのが多くなるから当然、自分でどちらでもいいですよっていても、厚生年金のほうに行っちゃう可能性というのはほとんどなんですよ。それで、あえて国保だけで運営していくというのが先ほど言ったように、もう退職した人とか、

その年齢層も移動するのかもしれないけど、定年自体も今、60歳から65に移行しつつあるし、年金の受給も平均が、アベレージが65歳ですが、それも遅れるのかもしれないし。

というのは、長寿社会になっちゃっているから、年金制度自体ももう、非常に5年に1回は財政継承で見直しはしているんだけど、見直す視点が、例えば子供の増え方だとか、高齢者の増え方だとか、働く労働者の賃金のこととか、いろんな要素が出てきて、それ自体も今後見直されるかもしれないんで、国保の運営というのはどうなのかなって、この委員さんをやらせていただいた間ずっと考えていたんですけど、もう、あるときにばさっと切らないと、これは成り立たない制度だと思って、この金額見ても、甘えているわけじゃないけど、赤字補填が一般財源からないととても運営できない数字になっちゃっているんで、ちょっと行く末を参考に聞きたいなと思っただけです。ありがとうございます。

○本多保健医療政策担当部長 ちょっと補足を。

○下井会長 お願いします。

○本多保健医療政策担当部長 おっしゃるように、この行く末というのはかなり見通しとしては、すごく厳しいなというのが現状でして、今、課長からあったように、やはり今後、国保の加入者というのはどんどん社会保険のほうに移行するとなると、残る方というのを、さっき津布久委員おっしゃったように、やはり年金の方とか無職の方というのがどんどん増えてきて、そういった方が保険料負担できるのかというような問題がかなり大きくなってくると。

全国一律の制度ですので、これはやはり制度設計者である国に対して物申さないとなかなか変わらないねということでは、さっき市長会という市長さんたちの集まりですとか、全国知事会とか、そういったレベルで国に対して物申しておりますので、この根本から見直していただかないと破綻する可能性もあるかなというふうには思っているところです。

○津布久委員 そうですね。ぜひ頑張ってやっていって。

○本多保健医療政策担当部長 ありがとうございます。

○下井会長 ありがとうございます。

ほかに、御質問ございますでしょうか。

では、これ全体を通じて、取組結果について、御質問、御意見ございますでしょうか。

取組結果をまとめてくださってありがとうございました。

じゃあ、次、その他ということになりますけれども、皆さん3年間の委員の任期満了、お疲れさまでした。これで今回、終わりということですが、部長のほうからの挨拶とかという

のはございますか。

○本多保健医療政策担当部長 それでは、本来ならば市長から御挨拶させていただくところでございますけども、本日は公務がありまして、欠席させていただいております。

今回のこの任期が、令和4年の7月から3年間という任期でございました。この間3年間で、会議の回数が20回ほど開催させていただいております。また、審議に際しましては、やはりこの期間、コロナの影響下にあったということで、この審議の中では、我々のこの税率の諮問をさせていただいた中では、やはり市民生活の影響ですとか、あと物価高騰などの影響、そういったところにもらみながらのかなり厳しい判断を迫られたのかなというふうに思っております。私どもも市民生活を守らなければいけないという使命がありますけれども、また一方では保険者という側面もございます。国保制度をいかに維持していくのかということと、健全な状態で次の世代に残していくのかといったような視点で、この給付と負担のバランスとをいかに取っていくのかという視点で取組をさせていただきました。引き続き国保の財政状況は厳しい状況が続くかと思っておりますけれども、ぜひともこの運営協議会からも御意見いただきながら、健全な財政運営に努めたいというふうに思っておりますので、引き続きよろしくお願いいたしますと思います。

また、市民委員の方につきましては、これで任期は終わりますけれども、引き続き多摩市民でございますので、傍聴席もかなり空いておりますので、ぜひ傍聴に来ていただけたらというふうに、関心を持っていただけたらと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○下井会長 どうもありがとうございます。

この後、その他何かございますでしょうか。

皆様、本当にお疲れさまでした。ありがとうございました。

これで閉会いたします。

午後2時35分 閉会

---

上記議事録は事実と相違ないことを認めここに署名する。

多摩市国民健康保険運営協議会      会 長

委 員

委 員